

# 災害時も自宅で安全に 家族と住まいを守るための備えを

大規模地震では、家具類の転倒によるケガや避難経路のふさがりのほか、停電復旧時の通電火災※による被害が発生する恐れがあります。震災被害を軽減するために有効な感震ブレーカーと家具類転倒防止資機材の購入・設置費用を補助します。この機会に、家庭の安全対策を見直してみませんか。

また、市では、自宅の耐震化に向けて、さまざまな費用の助成を実施していますので、まずは自宅の耐震診断を実施して耐震性能を把握しましょう。

※通電火災とは、電気ストーブや照明器具を使用中に地震が発生し、停電により電源が切れるとその場では火災にはなりませんが、その後の余震で転倒したり可燃物が触れた状態で停電が復旧すると自動的に電源が入り、発生する火災

## 感震ブレーカー設置 補助

地震が発生して一定以上の震度があった場合にブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断し、通電火災の発生を防止するための機器です。

**補助額**／①取付工事を伴う分電盤タイプ、コンセントタイプ:
補助上限額2万円
②取付工事が不要な簡易タイプ、コンセントタイプ:
補助上限額7000円

**申請期間**／11月5日㈭～令和9年2月26日㈮※予算上限に達し次第受付終了

▣市内に住民登録がある世帯主の方※1世帯1回まで

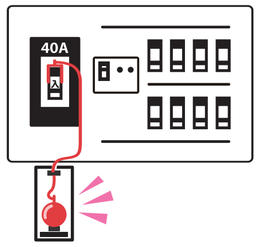
**補助対象となる費用**／令和8年11月5日㈭以降に購入・工事に要した費用

※工事のみまたは工事が完了している場合は補助対象外

▣対象となる器具や提出書類などの詳細は市▣参照。購入前に自宅への設置の可否を販売店に要相談

▣総合防災安全課
☎042－481－7346

市HP




## 家具類転倒防止資機材の購入 補助 在宅避難

**補助額**／補助上限額1万円

**申請期間**／11月5日㈭～令和9年2月26日㈮※予算上限に達し次第受付終了

▣市内に住民登録がある世帯主の方※1世帯1回まで

**補助対象となる費用**／令和8年11月5日㈭以降に購入・設置に要した費用

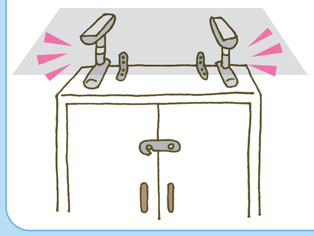
▣突っ張り棒、粘着マット、ストッパー、ベルト式固定具、チェーン・ワイヤー固定、L字金具など※補助上限額の範囲内で複数選択可

▣対象となる器具や提出書類などの詳細は市▣参照

※65歳以上の１人暮らし、または65歳以上のみの世帯の方は、高齢者家具転倒防止器具等取付事業との併用可。相談は地域包括支援センターまたは高齢者支援室高齢福祉担当☎042－481－7150へ

▣総合防災安全課☎042－481－7346

市HP



## 木造住宅の耐震化 在宅避難

### ■ 耐震アドバイザー派遣(無料)

建築士などの専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、結果の説明・助言などを行います。※令和8年度の受付は終了

### ■ 木造住宅耐震化助成

旧耐震基準または一部の新耐震基準の一戸建て・長屋の木造住宅に対して、耐震診断、耐震改修、建替えするための費用の一部を助成します。

### ■ 耐震シェルター設置助成

耐震性が不十分な可能性のある木造住宅に、耐震シェルターを設置するための費用の一部を助成します。

▣住宅課☎042－481－7545



**CHECK! 誰でもできるわが家の耐震診断**

ご自身で、楽しみながら自宅の耐震性を確認できます。木造住宅の補強方法も解説しています。※詳細は市▣参照

市HP

## 分譲マンションの耐震化 在宅避難

### ■ 耐震アドバイザー派遣(無料)

旧耐震基準の分譲マンションの管理組合などに対して建築士などの専門家を派遣し、助言などを行います。

### ■ 分譲マンション耐震化助成

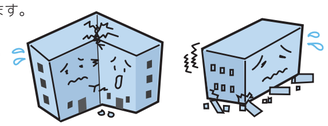
旧耐震基準の分譲マンションの管理組合などに対して、耐震診断、補強設計・耐震改修などの耐震化に向けた各種支援を行います。

### ■ 命を守るためのピロティ階等緊急対策事業(東京都)

旧耐震基準で建てられたマンションのうち、耐震化の費用や住民の合意形成などが課題となり、すぐに耐震化に取り組めない場合、倒壊などの危険性が高いピロティ階などを有するマンションに対して、補強に取り組む費用の一部を助成します。

▣住宅課
☎042－481－7545

市HP



## 擁壁・がけの安全化 在宅避難

地震・集中豪雨などによる家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁・がけの所有者などに安全化対策に関する助言を行う専門家派遣(無料)や安全化対策工事に係る費用の一部を助成しています。

### ■ 擁壁・がけコンサルタント派遣(無料)

専門家が既存の擁壁などの健全度を調査します。結果を踏まえて擁壁の築造(補強)案を提案します。

### ■ 擁壁築造工事費助成

2メートル以上の安全な擁壁を築造する場合に、工事費用の一部を助成します。

### ■ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣(無料)

専門家が土砂災害警戒区域などの現地の状況を調査します。結果を踏まえて、土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた対策案を提案します。

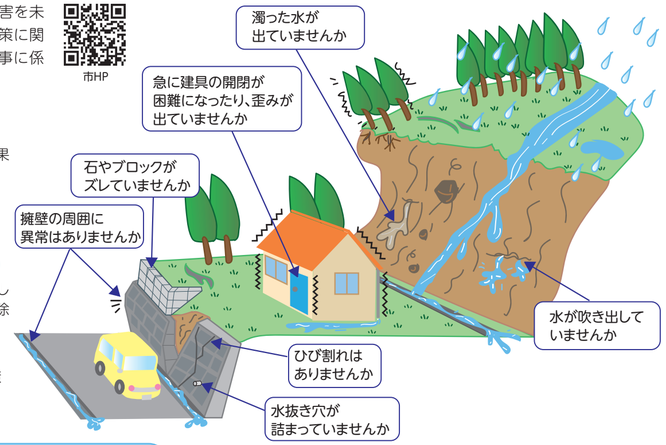
### ■ 土砂災害対策工事費助成

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事に対して、工事費用の一部を助成します。

▣建築指導課☎042－481－7516

**CHECK! がけマップで確認をしてみよう**

お住まいの地域の擁壁・がけの確認や安全性のチェック方法、市で行っている擁壁・がけの安全化対策に向けた支援などをご案内しています。




## ブロック塀などの対策

### ■ ブロック塀等撤去等工事費助成

地震などの発生時においてブロック塀などの倒壊による事故を防ぐため、道路などに面する高さ1.2メートルを超えるブロック塀などの撤去や建替工事の費用を一部助成します。 ▣住宅課☎042－481－7545

### ■ 生け垣費用助成

ブロック塀などを撤去して生け垣を作る場合は、ブロック塀などの撤去工事と生け垣の設置工事の費用を一部助成します。

▣緑と公園課☎042－481－7083

**CHECK! ご自宅のブロック塀は大丈夫？今すぐブロック塀などの点検を！**

危険なブロック塀などを放置すると、地震時に倒壊し、人への危害や、避難・救助の妨げになる場合もあります。この機会に、安全な塀であるかを点検し、危険と思われるときは専門家に相談しましょう。

**CHECK! 擁壁の点検をしてみよう**




## 防災市民組織への トイレ機能付き エレベーターチェアの配布

マンションなどにおける防災対策とエレベーター内での閉じ込め対策のため、防災市民組織のエレベーターを設置している共同住宅にエレベーターチェアを無償で配布します。

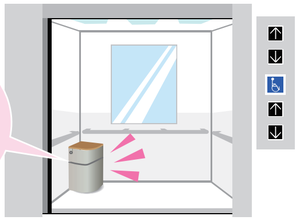
**申請期間**／11月5日㈭～令和9年2月26日㈮

▣防災市民組織(新規で結成する場合も補助対象)

※申請は組織代表者に限る※1団体1回1台まで。複数台の場合は要相談

▣総合防災安全課
☎042－481－7346

緊急時にはトイレにもなります。



市HP

### 防災市民組織とは 配布

大規模災害発生時は、行政などの防災機関が1つ1つの被害に対応することが難しくなるため、自助・共助による「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちが必要です。

災害を無くすことはできませんが、事前の備えや皆が協力することで被害を小さくすることはできます。

地域のこのような協力体制づくりのために、市では「防災市民組織」の結成を呼びかけ、各種活動や防災用品購入などのための補助金を交付しているほか、訓練や研修会の案内などを行っています。

防災市民組織の結成を検討されている場合は、総合防災安全課に連絡・相談ください。

市HP

